



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕  
○労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令（厚生労働八六）

〔その他告示〕

○保安林の指定施業要件を変更する件  
（農林水産六四〇、六四五）  
○保安施設地区の指定をする件  
（同六四六）  
○高速自動車国道に関する件  
（国土交通五八三、五八四）  
○砂防法第二条の土地を指定すると  
もに、直轄砂防工事を施行する件  
（同五八五）  
○砂防法第二条の土地を指定する件  
（同五八六、五九〇）  
○道路に関する件  
（東北地方整備局八三三）  
○道路に関する件  
（近畿地方整備局七六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務  
省 広島市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項  
の変更に関する公示（国土交通省）  
登録船舶職員養成施設の登録事項の変  
更に関する公示（同）

通 運

海事補佐人の登録、登録抹消  
（海難審判所）

国家試験

令和八年司法試験の試験会場  
（司法試験委員会）

令和八年司法試験予備試験の試験会場  
（同）

令和八年度全国通訳案内士試験公示  
（観光庁）

保険業法第二百九条第二号の規定によ  
る届出に関する件（金融庁告示配一）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係  
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、会社更生、  
再生、所有者不明関係

会社その他

省

令

○厚生労働省令第八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則  
の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>（産業医の選任等）<br/>第十三条（略）<br/>2 事業者は、法第十三条第一項の規定によ<br/>り産業医を選任したときは、遅滞なく、電<br/>子情報処理組織を使用して、次に掲げる事<br/>項を、第十四条第二項各号に掲げる者であ<br/>ることにつき証明することができる電磁的<br/>記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労<br/>働基準監督署長に報告しなければならない<br/>。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年<br/>法律第五十六号）第二十三条（就学前の<br/>子どもに関する教育、保育等の総合的な提<br/>供の推進に関する法律（平成十八年法律第<br/>七十七号。以下この項及び第四十四条の二<br/>第一項において「認定こども園法」という。）<br/>第二十七条において準用する場合を含む。）<br/>の規定により任命し、又は委嘱された学校<br/>医で、当該学校（同条において準用する場<br/>合にあつては、認定こども園法第二条第七<br/>項に規定する幼保連携型認定こども園）に<br/>おいて産業医の職務を行うこととされたも<br/>のについては、この限りでない。</p> <p>一六（略）<br/>七 前任者がいる場合はその氏名及び辞<br/>任、解任又は退任（以下この条において<br/>「辞任等」という。）の年月日</p> <p>八（略）</p> |  | <p>（産業医の選任等）<br/>第十三条（略）<br/>2 事業者は、産業医を選任したときは、遅<br/>滞なく、電子情報処理組織を使用して、次<br/>に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲<br/>げる者であることにつき証明することがで<br/>きる電磁的記録等必要な電磁的記録を添え<br/>て、所轄労働基準監督署長に報告しなけれ<br/>ばならない。ただし、学校保健安全法（昭<br/>和三十三年法律第五十六号）第二十三条就<br/>学前の子どもに関する教育、保育等の総合<br/>的な提供の推進に関する法律（平成十八年<br/>法律第七十七号。以下この項及び第四十四<br/>条の二第一項において「認定こども園法」<br/>という。）第二十七条において準用する場合<br/>を含む。）の規定により任命し、又は委嘱さ<br/>れた学校医で、当該学校（同条において準<br/>用する場合にあつては、認定こども園法第<br/>二条第七項に規定する幼保連携型認定こど<br/>も園）において産業医の職務を行うことと<br/>されたものについては、この限りでない。</p> <p>一六（略）<br/>七 前任者がいる場合はその氏名及び辞<br/>任、解任等の年月日</p> <p>八（略）</p> |  |

3・4 (略)

5 事業者は、法第十三条第一項の規定により選任した産業医の辞任等があつたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用し、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、当該報告は、後任者の選任に係る第二項の規定による同項第一号及び第七号に掲げる事項の報告をもつて、これに代えることができる。

一 第二条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる事項

二 辞任等があつた産業医の氏名及び辞任等の年月日

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第百条の二 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項若しくは第五項、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十、第五十二条、第五十二条の二十、第五十二条の二十一若しくは第九十七条又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

3・4 (略) (新設)

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第百条の二 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十、第五十二条、第五十二条の二十一若しくは第九十七条又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者は、当分の間、この省令による改正後の労働安全衛生規則第十三条第五項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができ

その他告示

○農林水産省告示第六百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和八年四月二十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北海道島牧郡島牧村(国有林。次の図に示す部分に限る)、島牧村(次の図に示す部分に限る)。

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百四十一号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県津市(国有林。次の図に示す部分に限る)、津市(次の図に示す部分に限る)。

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百四十二号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県亀山市(国有林。次の図に示す部分に限る)、亀山市・鈴鹿市(以上二市について次の図に示す部分に限る)。

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)